

相続によって農地を取得した方へ

農地には相続税の納税を 猶予する制度があります!!

さらに!

平成21年
12月15日から

自ら農業を行わなくても
使えるようになりました!

※ 市街化区域外の農地に限りです

制度の仕組み

改正前

条件：相続した農地について
自ら農業を行うこと

→条件を満たす限り、農地の相続税の納税を猶予

貸しても納税猶予
制度が使えるよう
になりました

農地として利用
され続けること
が条件です!

改正後

条件：相続した農地について、

- ・自ら農業を行うこと または
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づき
貸付けを行うこと (市街化区域外の農地に限りです)

により、農地利用が継続されること

→条件を満たす限り、農地の相続税の納税を猶予



農地を相続したけど…

今すぐには無理だけど、将来、農業するかも…

でも、それまで放って置いたら農地が荒れちゃうな



自分じゃ農業できないから誰かに任せてもいいな



**このようにお考えの方は、貸付けにより
納税猶予制度の活用をご検討ください**

※ 貸付けにより納税猶予制度の活用することのできない場合がございます。詳しくは下記までご相談下さい。

既に納税猶予制度を活用されている方へ

既に相続税の納税猶予制度を活用されている方が、**農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け**を行った場合にも**納税猶予が継続**されるよう改正されました。“貸付け”も選択肢の一つとしてご検討下さい。



※ 貸付けを行った場合には猶予されている相続税の免除の取扱いに変更が生じます。ご注意ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行う方法など詳細につきましては、農業委員会、市町村又は下記までお問い合わせ下さい。

〔農林水産省経営局構造改善課税制係 TEL03-3502-8111（内線5164）〕